



2021 年度
和歌山大学障がい学生支援部門
活動報告書

Student Accessibility Support Division
in Wakayama University

和歌山大学 クロスカル教育機構 障がい学生支援部門

Annual Report

※本報告書では、障害の「害」は、部署名のみがひらがな表記であり、それ以外のものは原則として漢字の「害」で表記している。

目次

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要	
(1) 設置経緯	1
(2) 支援体制	1
2. 相談状況	
(1) 利用学生数と障害種別の推移	2
(2) 相談状況	2
(3) 相談件数の推移	3
(4) 合理的配慮等実施状況	4
3. 障害学生支援サポーターの養成	
(1) サポーター養成講座の開催状況	5
(2) 発達障害学生へのピアサポート支援	5
(3) 修学支援チューター制度の立ち上げ	5
(4) 学内バリアフリー調査	5
(5) バリアフリーマップの更新	8
4. 教育活動	
(1) 授業科目「障がい学生支援概論」の開講	9
(2) 授業科目「ジェンダー論」への参加	9
(3) その他の授業科目	9
5. 啓発活動	
(1) 第9回「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会	10
(2) 第2回「多様な学生の支援を考える」研修会および懇談会	11
(3) その他	11
6. 情報発信活動	
(1) ホームページ	12
(2) 障害学生支援ガイドブック	12
(3) 「障がい学生支援部門」リーフレット	13
(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット	13
(5) 新入生・留学生ガイダンス	13
7. 地域・就労支援機関との連携	
(1) 第4回タウンミーティング	14
(2) 支援を要する学生向けインターンシップの開催	15
8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況	16
9. 研究	16
10. 主な年間の活動	17
11. 支援機器一覧	18
12. バリアフリーマップ	20
<参考資料>	
—規程関連—	
基本方針	22
対応要領	23
—配慮の書類—	
配慮申請書等	28

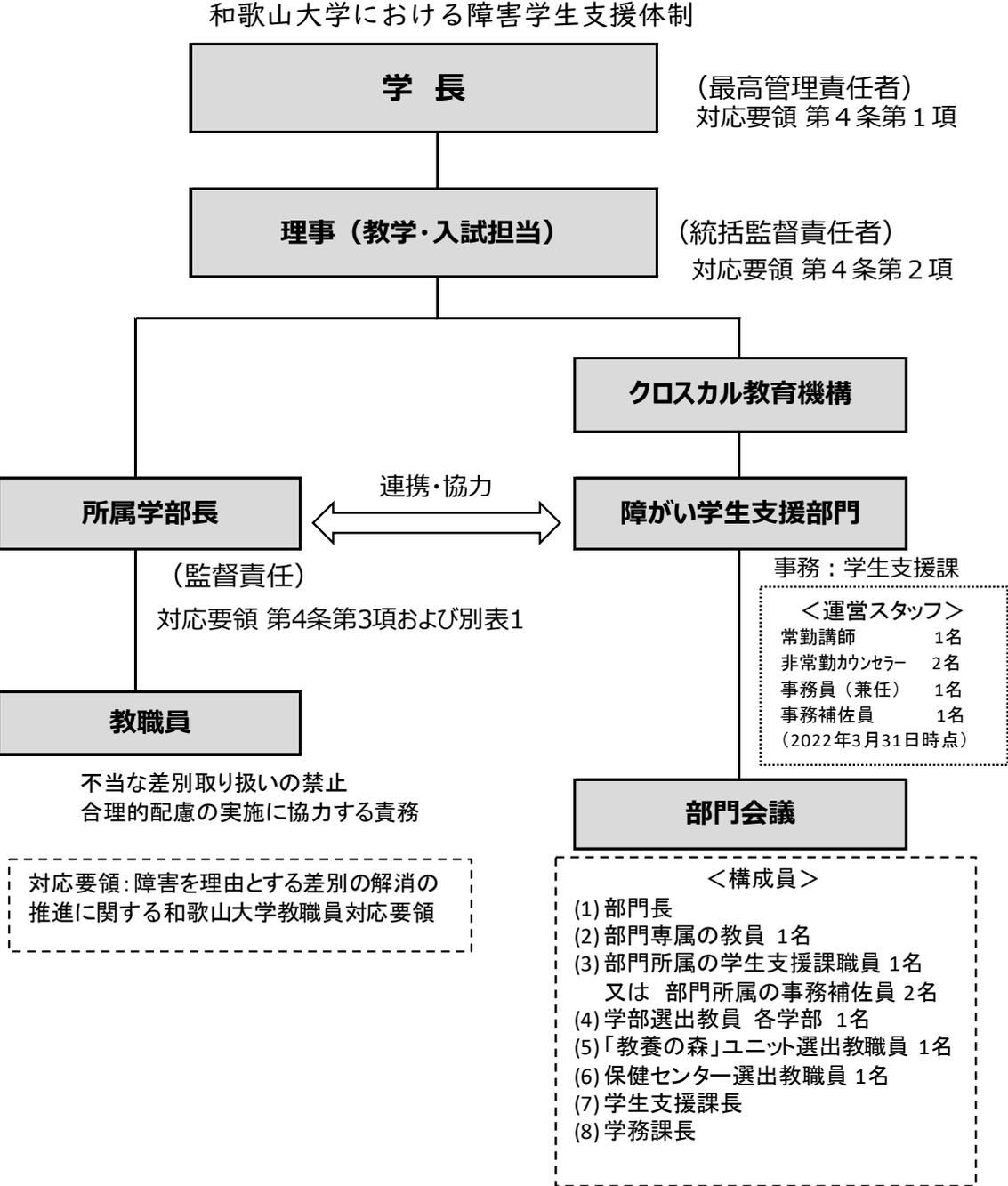
1. 和歌山大学における障害学生支援の概要

(1)設置経緯

本学では、2016年4月からの障害者差別法の施行を受け、2014年8月に障害学生支援のための専門部署として、「障がい学生支援室」が設立された。2016年8月に、学内での愛称名が「キャンパスライフサポートルームとなり、2017年3月には部署名が「障がい学生支援室」から「障がい学生支援部門」に変更され、現在に至る。

運営スタッフの構成は、2014年は、特任助教（臨床心理士）1名、事務職員（専任）1名であった。2022年3月現在は、講師（臨床心理士、公認心理師）1名、非常勤カウンセラー2名、事務員（兼任）1名、事務補佐員1名で運営されている。

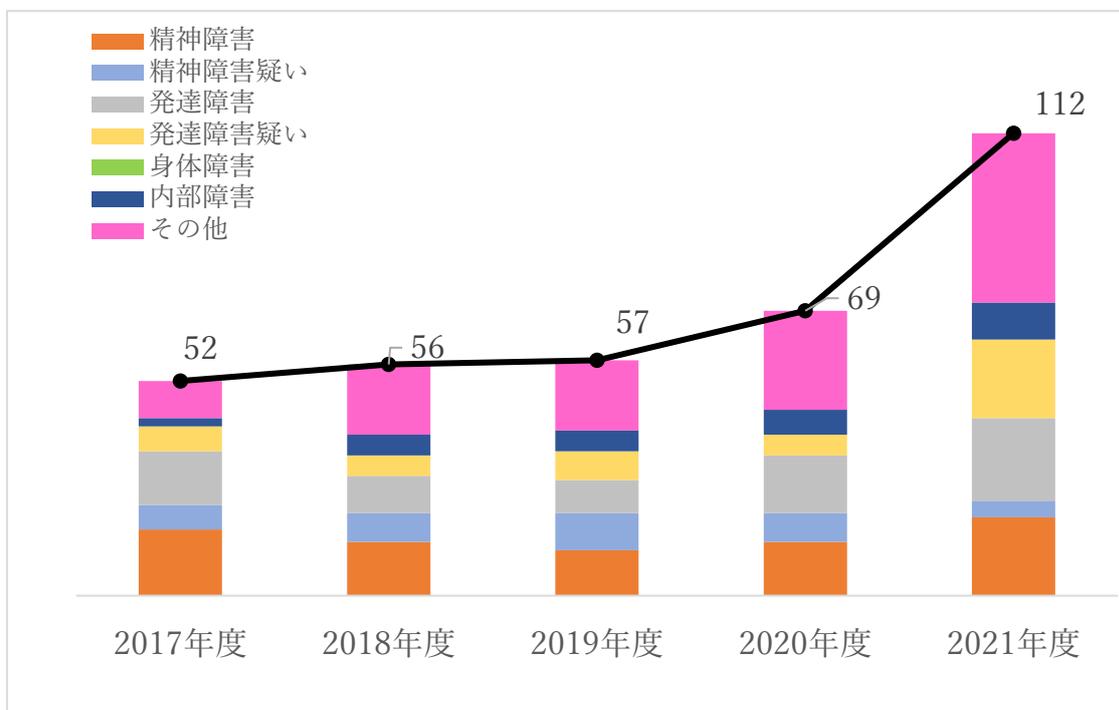
(2)支援体制



2. 相談状況

(1) 利用学生数と障害種別の推移

過去5年間の利用学生の推移は下記のとおりである。基本的には、精神障害と発達障害またはそれらの疑いがある学生が、6割以上を占めている。なお、「その他」とは、その他の障害をもつ学生、または、障害の診断はないが修学上の困難を抱えている学生を指す。2021年度は利用者数が112人となり、過去最大となった。



(2) 相談状況

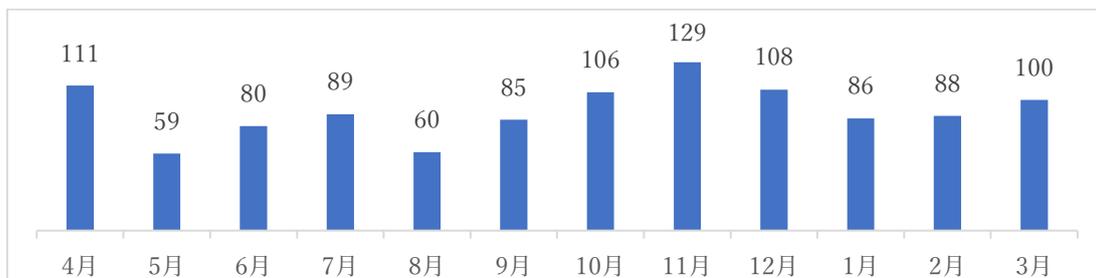
2021年度の総相談件数は前年度と比較して400件以上増加しており、ここには、いくつかの要因が推測される。まず、非常勤カウンセラー2名を増員したこと。次に、教職員が学生をサポートルームに紹介するケースが増えたことである。実際、2021年度の新規利用学生61名の内、50名が教職員からの紹介がきっかけで利用している。これは、昨年度から教職員との連携に一層力を入れたことや長年の啓発活動の結果、修学に困難がある学生を紹介するための場所として、サポートルームの存在が教職員に浸透してきた証と言える。また、次ページ表②の月別相談件数をみると11月の相談件数が抜きんでいる。これは、前期の単位取得数が思わしくなかった学生が、教職員から多数紹介されたためである。

①相談件数内訳

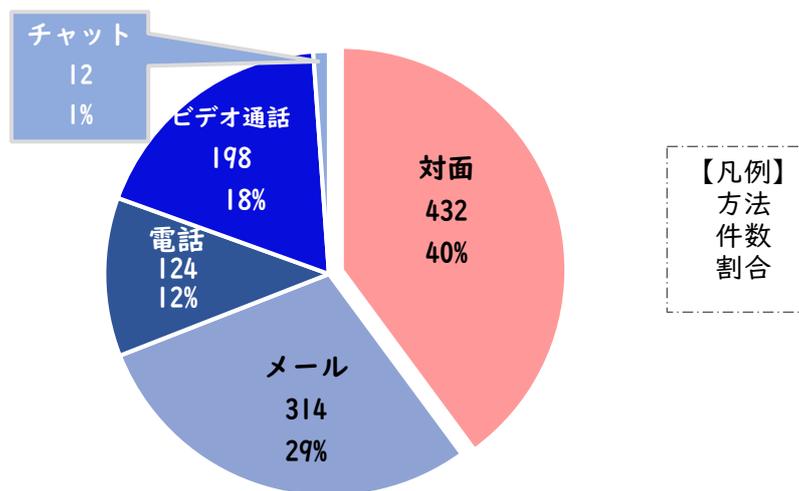
	総件数	相談別内訳		
		学生	保護者	教職員
2021年度	1080※ (675)	621 (317)	109 (133)	350 (225)

※合理的配慮のワーキンググループの件数を含むと1101件 ()内は昨年度の件数

②月別相談件数

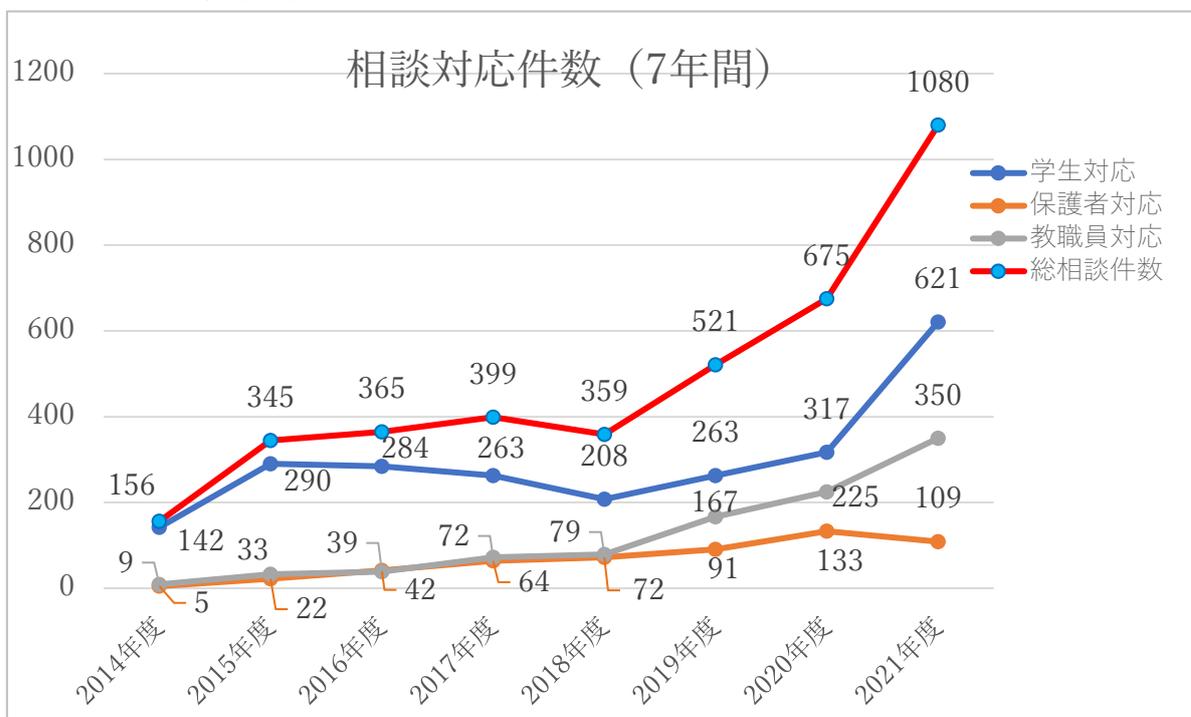


③相談方法内訳



(3) 相談件数の推移

学生相談件数の平均は、例年 200～300 件程度であったが、2021 年度は 621 件と過去最大となった。また、教職員への対応件数も 1.5 倍ほど増加している。



※2019 年度からはメールでの相談も件数に含めている。

(4) 合理的配慮等実施状況

本学では障害者差別解消法に基づき、障害学生が、他の学生と公平に学ぶ権利を保障するために、合理的配慮を実施している。2021年度は、合理的配慮の申請数が前年度の倍以上となった。ここには、利用人数の大幅な増加に伴い、配慮申請が増加したこと。また、2020年に本学の「障害のある学生への支援の基本的な方針」が改正され、慢性的な病気や一時的な怪我も支援の対象となり、入院に関連した配慮申請が増加したことが関係していると思われる。

◆現況届とは

合理的配慮とは異なり、学生の困り事や状態を教職員に周知する目的で申請する書類である。学生の申出に基づきサポートルームで作成し、所属学部等に提出する。

	合理的配慮の実施数	現況届提出数
2015年度	2	1
2016年度	10	3
2017年度	10	7
2018年度	11	7
2019年度	11	19
2020年度	15	11
2021年度	31	14

3. 障害学生支援サポーターの養成

(1) サポーター養成講座の開催状況

障がい学生支援部門では、障害のある学生をサポートする学生を随時募集しており、養成講座の参加を経た学生をサポートとして登録している。また、本部門の教員が開講している教養科目「障がい学生支援概論」を履修した学生もサポーターとして登録できる。

開催日時	参加者数	登録者数
12月23日（木） 13:10～14:40 開催場所：学術情報センター第1演習室	7	7

(2) 発達障害学生へのピアサポート支援

本学で支援を要する障害学生の内、最も人数が多いのは発達障害学生である。そうした学生の困りごとは、学習面にとどまらない。例えば、学生ポータル(教育サポートシステム、Moodle)の使い方、メール管理、履修登録の手続き、図書館の利用方法、書類申請など、他の学生が自然と習得することが定着しづらく、結果、修学において支障が生じている。サポートルームでは、大学生活でそうした困り事を抱える発達障害学生をボランティア学生が支援するピア・サポート制度を発足させた。2021年の3月から試験的に運用を開始し、2022年3月時点でも継続して行っている。

(3) 修学支援チューター制度の立ち上げ

ここ数年、特にシステム工学部において、修学の意思を持ちながらもメンタル等様々な事情により単位取得に至ることができず、修学の継続に困難を抱える学生が増加している。現状、これらの学生は、教員や同級生を頼ることへの心理的なハードルが高く、アミーゴの部屋(学生の居場所支援のスペース)での学修は可能であるが、独力では行き詰まってしまう。そのため、大学院生等によるピアサポートという形で、学生に修学の意思がある時期に、できるだけ早期に支援して自律と成長を促すことを目的に、システム工学部とキャンパスライフサポートルームが協働して、当該制度を新規事業として立ち上げた。2022年3月現在、1名の大学院生が、週2回、チューターとして活動している。

(4) 学内バリアフリー調査

◆期 間：令和4年1月12日

◆調査範囲：点字ブロックが敷設されている施設を中心に、学内全体を調査。

◆参加人数：7名（ゲスト1名、スタッフ2名、学生サポーター4名）

本調査は、本学のバリアフリー化の推進に向けて、参考となる情報を提供する目的で企画・開催した。視覚障害(全盲)の当事者を招き、点字ブロックやその他の設備に関する助言や意見を仰いだ。なお、障害学生支援サポーター4名に移動補助や記録、報告書作成等の協力を要請した。当事者からの意見を仰ぐことで、様々な改善点が浮き彫りとなり、非常に学びのある調査となった。サポーター学生からも、「学内の設備についてこれまでにない視点で見ることができ、楽しかった」「知らない世界にふれて、見方が一気に広がり

ました」などの感想があった。

後日、学生と協力して作成した報告書をもとに改善案を施設整備課に提出したところ、すぐに改修が実施され、バス停前の点字ブロックの修正と教育学部棟（東2号館）まで誘導する点字ブロックの敷設が行われた。下記に、報告書の一部と改修結果の例を掲載する。

調査報告 02 ★★★★★

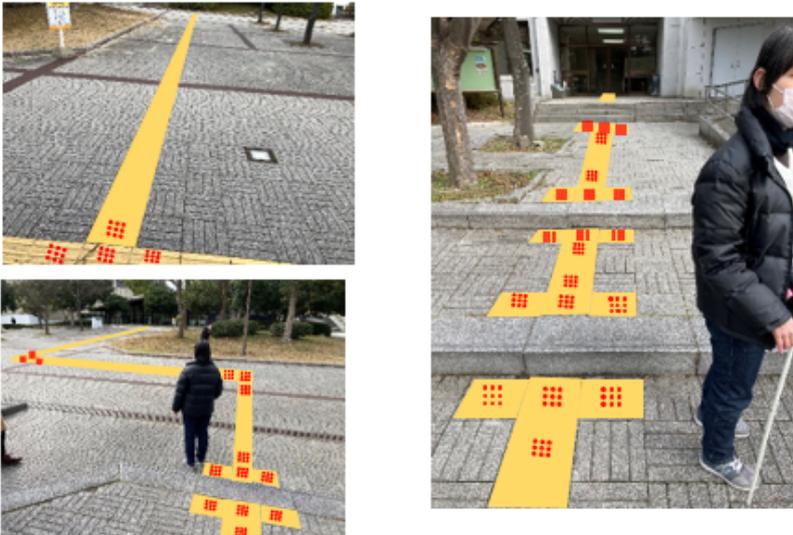
実施調査年月日	2022年1月12日
施設の箇所	バス停からキャンパス側へ渡る横断歩道
障害種別	視覚障害(盲)
内容 (問題点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停からのびる点字ブロックにそって進んだ場合、横断歩道以降にある点字ブロックにたどり着けない。(直線で繋がっていない) ・警告ブロックの幅が広く、誘導ブロックを見つけれられない。
チェック ポイント (改善点・要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道に設置されている点字ブロックへ誘導する。 ・警告ブロックの幅が広く、誘導ブロックまでたどり着けないので、端の警告ブロックへ続くように誘導ブロックを敷く。
点検した当事者からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の先の点字ブロックがどこにあるのかわからなくなった ・警告ブロックだけだと、どちらに進んで良いのかわからないことがよくある。誘導ブロックへの誘導があると利用しやすい。 ・車が通る場所なので、優先的に安全確保をしてほしいと思う。
【現地写真】	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>基本的に視覚障害の方は誘導ブロックに沿って真っすぐ進む。しかし、バス停側の誘導ブロックに沿って真っすぐ進むと、横断歩道および渡った先の誘導ブロックとルートがずれているため、ブロックを見失う。</p> </div> 

(報告書より抜粋)

改修結果



調査報告 10 ★★★

実施調査年月日	2022年1月12日
施設の箇所	東2号館前
障害種別	視覚障害(盲)
内容 (問題点等)	東2号館(教育学部棟)へ誘導する点字ブロックがない。
チェック ポイント (改善点・要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・西4号館(観光学部棟)の前の点字ブロックから分岐する。 ・東2号館の正面入口へ真っ直ぐつながるように点字ブロックを敷く。 ・階段の段差が長いのでブロックを繋げる。 ・メインストリートの点字ブロックから直線で誘導線を結んでほしい。
点検した当事者 からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者は現在地の把握がしやすいためスロープよりも階段の方が利用しやすい。 ・でこぼこ、溝よりも地面のへこみや手すりのとがりの方が気になる。 ・点字ブロックの左右50センチ程度は何もない方が良い。
【現地写真/改善案】	
	

(報告書より抜粋)

改修結果

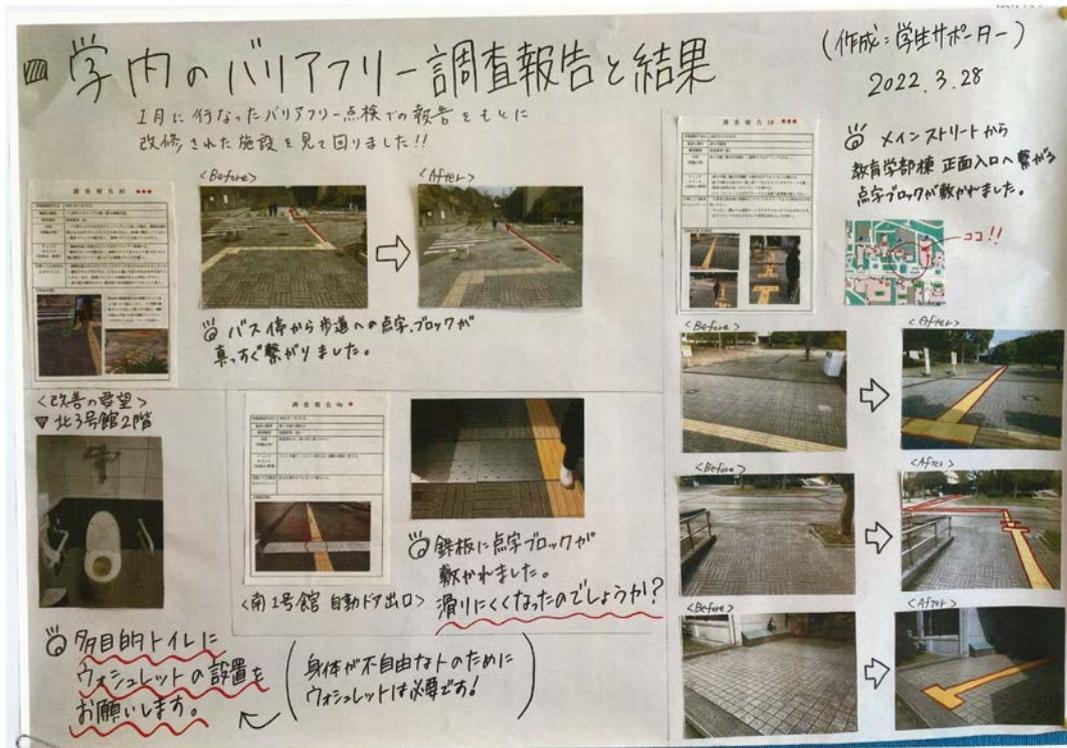
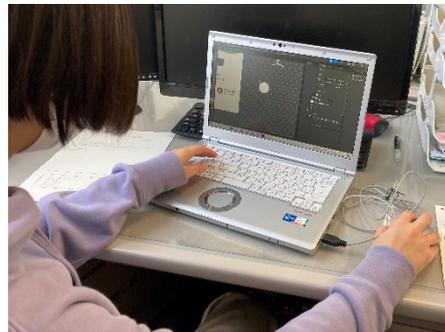


(5) バリアフリーマップの更新

- ◆期間：令和4年3月17日～28日
- ◆調査範囲：学内全体の散策，修繕された施設の確認
- ◆参加人数：障害学生支援サポーター 4名

例年通り，サポートルームスタッフと障害学生支援サポーターでバリアフリーマップ更新のための調査を実施した。まず，サポーターにチェックシートと現行のマップを配布してから，学内を散策し，変更箇所のチェックや写真撮影を行った。そして，調査後に結果を共有し，現行のバリアフリーマップからの修正点をまとめた。

後日，その内容をもとに，サポーター4名がAdobe Illustratorを使用して，バリアフリーマップを更新した。更衣室の新設に伴う新規ロゴマークの作成や1月に実施した調査報告を経て，増設された点字ブロックの追加などを行った。また，マップには反映できない気付きや改善の要望をポスターにまとめ，サポートルームの掲示板に掲示した。



4. 教育活動

(1)授業科目「障がい学生支援概論」の開講

2015 年度より、教養科目として開講しており、障がい学生支援部門、教育学部特別支援教育、保健センターの教員が分担で授業を担当している。受講人数は 30 名。

この講義では、障害の有無に関わらず学生同士が充実したキャンパスライフを送るために必要な障害に関する基本的な知識や大学における障害学生支援の理念と具体的な支援方法を学ぶことができる。

(2)授業科目「ジェンダー論」への参加

2020 年度より開講された教養科目。ダイバーシティ推進に向かう現代社会の潮流を踏まえ、社会科学から医療保健まで幅広い分野の担当者が多様な観点からジェンダーについて考える機会を学生に提供する目的としている。障がい学生支援部門の専任教員が主担当の教員から依頼を受け、「障がいとジェンダー」というテーマで 1 回分の授業を担当している。

(3)その他の授業科目

<システム工学入門セミナー>

システム工学部の新生を対象に開講している必修科目。障がい学生支援部門の教員が 2015 年度より毎年、「メンタルヘルスについて」というテーマで 1 回分の授業を担当している。大学生にみられる精神的問題などを扱い、精神障害や発達障害についても概説する。また、自身の大学生活に困り事や精神的な状態をみつめる機会を設け、簡易なスクリーニング検査も実施している。例年、数名の相談希望者がこの授業をきっかけに支援部門を訪れており、継続的な修学支援につながる場合もある。さらに、困ったときの相談場所として、障がい学生支援部門や保健センターを紹介し、学生がそういった場所を少しでも利用しやすくなるようにも促している。

<教育学部基礎セミナー>

教育学部の新生を対象に開催している必修科目で、2017 年度より、毎年「心身の健康と多様性について」というテーマで障がい学生支援部門の教員が 1 回分の授業を担当している。

5. 啓発活動

(1)第9回「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会

本部門では、差別解消を推進し、障害学生の理解を深めるために、年に1~2回、全学の教職員を対象とした研修を行っている。第9回は、昨今、ますますニーズの高まる発達障害学生支援について、大学全体がどのように取り組むべきなのか。また、学生がどのような困難を抱え、教職員がどのような葛藤を抱くのか。長年、学生相談に携わってきた成蹊大学の岩田淳子先生をお招きし、ご講演いただいた。3月9~31日までの期間でオンデマンド配信し、延べ106名の教職員が視聴した。

受講者からは「合理的配慮を行う必要性は教育現場で当たり前になりつつあるように思いますが、いざ実施するにあたって直面する困難にフォーカスされていたので、とても参考になりました。」「…合理的配慮それ自体はある種の特別扱いである、むしろ根拠がある限りはあって然るべきだ、という考え方はとても腑に落ちました。」「嘘を付く学生に… [ついて]は経験的に薄々理解していましたが、明確に説明していただいたことで…学生の「嘘」に対する対応を考え直すことができました」などの感想が寄せられた。

	日時	研修会演題	講演者	参加者
第9回	2021年 3月9日-3 月31日	「発達障害のある学生を個のニーズに応じて支援するために—発達障がいのある学生の学修上の困難と授業担当教員の葛藤—」(オンデマンド配信)	成蹊大学 教授 岩田淳子 氏	106名



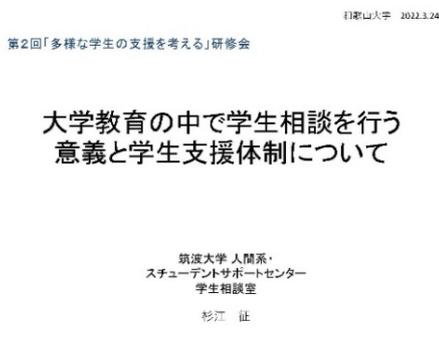
第9回障がい学生の支援を考える プログラム内容

- 1. 開会挨拶 (5分)**
和歌山大学 教学・入試担当理事 副学長
障害学生支援部門長 永井 邦彦
- 2. 講演 (40分)**
「発達障害のある学生を個のニーズに応じて支援するために—発達障がいのある学生の学修上の困難と授業担当教員の葛藤—」
成蹊大学 教授 岩田 淳子 氏
- 3. 本学の個別事例についての対談 (40分)**
成蹊大学 教授 岩田 淳子 氏
和歌山大学 障がい学生支援部門 講師 森 麻友子
- 4. 閉会挨拶 (5分)**
教学・入試担当理事 永井 邦彦

(2) 第2回「多様な学生の支援を考える」研修会および懇談会

近年、学生が大学生活で抱える問題の背景は、SOGI やメンタルヘルス、障害など多岐に渡る。それぞれのニーズに応じてサポートを行うには、学内の各機関と教職員が協働・連携し、大学全体で対応する体制が重要となる。本研修では、その面で先進的な取り組みを行う筑波大学の杉江教授をお招きし、今後、本学が形成すべき支援体制や連携方法について、学ぶことを目的に開催した。また、研修会の後、本学の学生支援に関わる主要な部署の教職員が集合して懇談会を行い、杉江教授より指導・助言をいただいた。受講者からは「講師の先生がおっしゃっていた、全体の底上げとしての意識の共有が必要だと感じる。そのための土壌としての体制づくり…が肝心だと改めて感じた。」「人的リソースは少ない[が]…、一人の教職員だけで抱え込まない相談体制が必要と感じ[た]」などの感想が寄せられた。

日時	共催	研修会演題	講演者	参加者
2022年 3月24日	学生支援課 障がい学生 支援部門 保健センター	「大学教育の中で学生相談を行う意義と学生支援体制について」 ※役員及び幹部教職員を対象にZoomで配信。後日、Wデマンドで全教職員に配信	筑波大学 人間系教授 杉江 征 氏	54名



(3) その他

その他、教育学部教授会における講話や新任教職員への研修会を実施した。

日時	活動内容
2021年7月29日	新任教職員研修会「障害学生支援について」
2022年3月15日	<p>合同カンファレンス「学生支援の事例検討会」 共催：保健センター，システム工学部，障がい学生支援部門 内容：保健センターと障がい学生支援部門，システム工学部の3機関が連携して支援した学生の事例を検討し，本学の学生支援体制に関する意見交換を行った。上記3機関の教職員以外にも，各学部学生委員長，男女共同参画推進室，国際連交流課など学生支援に関係する教職員が出席した。話し合いの中で，難しい学生の場合は複数人で対応することの重要性や，各部局・学部内での定期的な情報共有を行うことの必要性について，共通認識を持つことができた。</p> 

6. 情報発信活動

(1) ホームページ

和歌山大学における障害学生支援の基本方針や規程，取り組みを公開するためにホームページを作成・公開している。アクセシビリティを考慮し，ホームから3クリック以内での到達，音声読み上げなどに対応している。また，本学の支援体制，合理的配慮の流れ，入学時の手続き，支援機器一覧，アクセス，連絡先等が明記されている。



The screenshot shows the website for the Waseda University Campus Life Support Room. The header includes the university logo and navigation links. The main content area is titled 'New Information' and lists several recent events and updates, such as seminars and conferences held in 2020. The page is designed to be accessible, with a search bar and various utility links.

(2) 障害学生支援ガイドブック



本部門では，障害学生支援について解説したマニュアルを「教職員向け障がい学生支援ガイド」として作成し2016年より配布している。（新規採用の非常勤講師にも随時配布）。また，2019年度には，デザイン・内容ともに大幅に見直し，「障害学生支援ガイドブック」として全面改訂した。

7. 地域・就労支援機関との連携

障がい学生支援部門では、障害のある若者や困り感のある若者の地域社会参加へ向け、地域の各機関との連携を進めている。また、支援のより一層の向上を目的に、2018年度より毎年「タウンミーティング」というイベントを開催し、地域の就労支援機関等を招いて情報共有等を行っている。また、キャリア支援室と協力し、地域の行政機関や企業と、障害学生の就職先の開拓や就労に関わる意見交換・打ち合わせ等を数回実施した。

(1) 第4回タウンミーティング

◆日 時：2021年9月7日(火)13:00~15:00

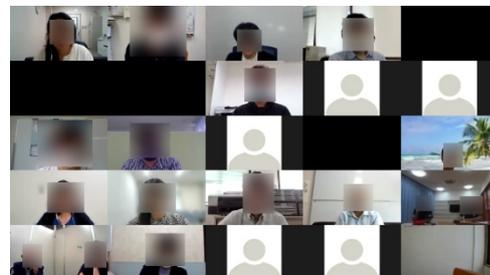
◆形式：オンライン会議 (Zoom)

◆参加機関名：和歌山県環境生活部 県民局青少年・男女共同参画課, 和歌山市 障害者支援課, 和歌山障害者職業センター, 若者サポートステーション With You わかやま, ジョブカフェわかやま, キセキの杜 ジョブステーション 和歌山事業所, 一般社団法人 和乃絆 就労移行支援事業所マイパレット, 就労継続支援 B 型 メープル関西, 一般社団法人フクラボ, 南紀支援学校, 和歌山県立みはま支援学校, 和歌山大学教育学部附属特別支援学校, 和歌山産業技術専門学院, 高野山大学, 羽衣国際大学 キャリアセンター, 東京医療保健大学 和歌山看護学部看護学科, 和歌山大学

第4回のミーティングは、地域の就労支援に関わる機関ごとの特性やサービスの違いを情報共有し、顔が見える地域連携体制を強化することを目的に開催した。まず、本学のキャリア教育オフィスの本庄から経済学部における就職支援の取り組みや学内・学外との連携体制について説明があった。次に、障害者職業センターの氏原様と若者サポートステーション With You わかやまの爲岡様から、両機関の業務概要について話題提供がなされた。その後、休憩をはさんで、話題提供等に対する質問や各機関における就労支援の現情について全体で情報共有を行った。参加者からは「これまでに関わりの少ない機関のお話が聞けたので、今後連携の幅を広げていきたいです。」「様々な機関が支援活動をされていて、セーフティネットが思っていたより広く、とても良いことだと思いました。」などの感想が寄せられた。



話題提供



情報共有・意見交換

<連携機関一覧>

- ・和歌山県経営者協会就職支援センター
- ・和歌山県中小企業家同友会
- ・就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション 和歌山事業所
- ・若者サポートステーションわかやま (県)・きのかわ(県)・南紀(県)
- ・和歌山県若者総合相談センター with you
- ・和歌山労働局職業対策課
- ・和歌山県環境生活部 県民局青少年・男女共同参画課
- ・和歌山市 障害者支援課
- ・和歌山公共職業安定所 ハローワーク和歌山
- ・和歌山障害者職業センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部)
- ・ジョブカフェわかやま(県)
- ・和歌山障害者職業センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部)
- ・和歌山市産業交流課産業部産業政策課
- ・就労移行支援事業所マイパレット(社団法人和乃絆)
- ・和歌山県発達障害者支援センターボラリス(社団法人愛徳医療福祉センター)
- ・就労継続支援 B 型 メープル関西
- ・株式会社エンカレッジ etc...

(2) 支援を要する学生向けインターンシップの企画・開催

◆日 時：2022年1月（企画開始）～、5月～（募集開始）

◆提携先：株式会社リテラル

大阪市梅田にあるシステムの受託開発会社、株式会社リテラルと協力し、発達・精神障害のある学生やコミュニケーションに困り感のある学生、休学中の学生等が参加可能なインターンシップを企画・開催した。IT、福祉、農業の3つのコースを選択でき、障害特性やコミュニケーションに関するサポートを受けながら、職業体験ができる。2022年の5月から募集を開始しており、2022年6月現在、サポートルームを利用している学生2名が参加している。（なお、2名とも休学中の学生だが、後期から復学予定である。）

実践型 **体験型** 大学提携インターンシップ募集要項

■概要

会社・団体名 株式会社リテラル (アップル梅田)	事業内容・会社PR ■大阪市梅田にあるシステムの受託開発会社です。システム開発以外にもIT・自立・農業の就労支援事業所を大阪府下に3施設運営しております。 (https://apple-osaka.com/)
実習テーマ 実際のシステム開発現場で学ぶITエンジニアの仕事の流れ	実習内容 現在もっとも需要のあるWebアプリケーションの開発をおこなえるよう、プログラミングの基礎から実践開発までをトータルでおこなう。また就業にあたって必要となる職場技術訓練を行う。 ①5日間コース 基本的なWebプログラミングを修得する。 ②20日間コース 上記のWebプログラミングに加え、実際にブラウザで動く横断的な業務改善システムの開発をおこなう。プログラマーとして必要となる製造および単体テストの実務経験を積む。
こんな人にオススメ ・システム開発の仕事に興味にある方 ・対人コミュニケーションに課題がある方 ・実習を通じて就業先を作りたい方 ・大学で学んだプログラム知識を実務で活かしたい方	得られるもの ・システム開発に必要な知識、スキル ・プログラマーの業務の流れ ・先輩プログラマーの色々な現場の話 ・成果物としての業務改善システム

■写真

■募集条件

応募条件		日数	
二 記入先済定	■日曜祝祭可 (休みの日でも可)	□日曜祝祭不可 (休みの日でも可)	①5日間 ②20日間 (休みの日でも可)
(申込)期間		申込書	
〓 月 日 ~ 〓 月 日 / ■いつでも可		9時 00分 ~ 16時 00分	
募集人数	随時 (時期が空かないよう受け入れ可能)	応募条件	なし
交通費補助	■支給しない 支給する ()	復旧施設	■なし あり ()
食費補助	■支給しない 支給する ()	備考	特になし
実習地	〒530-0026 大阪市北区神山町6-4 アップル梅田ビル5階	上乗せ/アクセス	梅田/東大阪/堺可

■担当連絡先

住所	〒530-0026 大阪市北区神山町6-4 アップル梅田ビル5階	部署	福祉事業部
連絡	就労支援課	名称	近畿
メール	info@apple-osaka.com	電話	06-6948-6252

■備考

応募方法 ■大学担当者面談 □書類送付 □面接直接 □面接 募集締切 年 月 日

募集ポスター(ITコース)

実践型 **体験型** 大学提携インターンシップ募集要項

■概要

会社・団体名 株式会社リテラル (メープル関西)	事業内容・会社PR ■大阪市梅田にあるシステムの受託開発会社です。システム開発以外にもIT・自立・農業の就労支援事業所を大阪府下に3施設運営しております。 (https://maple-osaka.jp/)
実習テーマ 自然あふれる南大阪の農地で栽培・収穫・出荷・販売・IoTなど農業ビジネスの可能性を広げる	実習内容 近年注目されている農業、農業ビジネスを実際の農作業や出荷・販売などを通じて学びます。今後の戦略や企画について一緒に考え実施していただきます ①5日間コース 作物の栽培、収穫、出荷、販売といった農業ビジネスの基本を学びます。 ②20日間コース 長期的な取り組みの中で、基本的な農業ビジネスに加え、IoTを用いた次世代スマート農業、高収入を得るための販売戦略や付加価値向上の企画をワークショップ形式でおこないます。
こんな人にオススメ ・農業に興味がある ・農家さんの1日を体験してみたい ・土や植物に触れる仕事をしてみたい ・次世代スマート農業を学びたい	得られるもの ・大自然を相手にした農作業の楽しさと厳しさ ・農業ビジネスの今後の展望 ・園芸療法による体調やメンタルの改善 ・IoTを用いたスマート農業

■写真

■募集条件

応募条件		日数	
二 記入先済定	■日曜祝祭可 (休みの日でも可)	□日曜祝祭不可 (休みの日でも可)	①5日間 ②20日間 (休みの日でも可)
(申込)期間		申込書	
〓 月 日 ~ 〓 月 日 / ■いつでも可		9時 00分 ~ 16時 00分	
募集人数	2名/期	応募条件	なし
交通費補助	■支給しない 支給する ()	復旧施設	■なし あり ()
食費補助	■支給しない 支給する ()	備考	特になし
実習地	〒584-0073 大阪府富田林市寺池台1-9 金剛SM1F	寄附/アクセス	富田林/近畿

■担当連絡先

住所	〒584-0073 大阪府富田林市寺池台1-9 金剛SM1F	部署	福祉事業部
連絡	生活支援課	名称	福川
メール	info@maple-osaka.jp	電話	0721-68-7077

■備考

応募方法 ■大学担当者面談 □書類送付 □電話面接 □面接 募集締切 年 月 日

募集ポスター(農業コース)

8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況

支援体制の充実化のために、JASSO や AHEAD, KSSK 等が開催する研修会を中心に他機関が開催する障害学生支援に関する研修会や講演会にスタッフが定期的に参加している。

○参加状況

- ・令和3年度障害学生就労支援者研修会，名古屋大学学生支援本部 協力：岐阜大学 保健管理センター
- ・AHEAD JAPAN 第7回（2021年）大会 「―障害学生支援のニューノーマルを探る」，一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会
- ・「すぐに使える！イチから始める動機づけ面接」，若者サポートステーションWithYou わかやま和歌山県子ども・若者支援地域協議会
- ・2021年度障がい学生支援研修会，岡山大学 全学教育・学生支援機構 高大接続・学生支援センター 障がい学生支援室
- ・「発達学生支援理解・啓発セミナー」及び「障害学生支援専門テーマ別セミナー」，日本学生支援機構
- ・「令和3年度特別支援教育研究セミナー」，筑波大学特別支援教育連携推進グループ
- ・障害のある若者の雇用に関する日米企業リーダー育成研修 第4回：「職場におけるインクルージョン：障害者、企業、そして地域へもたらすメリットとは？」，ボストンマサチューセッツ大学・ハワイ大学CDS
- ・「障害のある若者の雇用に関する日米企業リーダー育成研修 第5回：「イノベーションとインクルージョンコロナ禍で、障害を持つ若者が働くこと3つのケーススタディ」，ボストンマサチューセッツ大学・ハワイ大学CDS
- ・「障害のある高校生の大学への移行に向けた取組と展望」，筑波大学DAC センター
- ・「2021年度 東京大学バリアフリーシンポジウム」，東京大学バリアフリー支援室

9. 研究

○口頭（ポスター）発表

第59回全国大学保健管理研究集会，公益社団法人 全国大学保健管理協会・国立大学法人 広島大学，「困り感を抱える学生に対しての集団を対象とした学生保健医療サービスに関する文献検討」，西谷 崇、森 麻友子、岩谷 潤、林 佐智代、柳川 敏彦、山本 明弘、小河 健一。（10月6・7日：WEB開催）

10. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4 月	新入生向け・留学生向けガイダンス 「教育学部基礎セミナー」講話
5 月	
6 月	「システム工学入門セミナー」講話
7 月	「ジェンダー論」(分担) 障がい学生支援部門会議 新任教職員研修
8 月	障害学生の就労に関する意見交換会(行政機関)
9 月	第4回タウンミーティング開催
10 月	教養科目「障がい学生支援概論」開催
11 月	障害学生の就労に関する意見交換会(行政機関)
12 月	障害学生支援サポーター養成講座 「キャリア・デザイン入門Ⅱ」講話
1 月	学内バリアフリー調査(当事者協力) 施設整備課学内バリアフリー状況について打ち合わせ
2 月	
3 月	第9回 障がい学生の支援を考えるFD/SD研修会開催 第2回「多様な学生支援を考える」研修会開催 バリアフリーマップ更新 新入生との入学前相談 職場体験実施 システム工学部情報交換会

※修学支援に関わる各部局との連携や、保健センターとのカンファレンス、学部との情報共有会などは年間を通して定期的実施している。

※研修会の開催時期は毎年、流動的である。

11. 支援機器一覧

機器名等	台数	対象となる主な障害種	用途, 使用方法等	保管場所
活字認識ソフト (e. Typist v. 15.0)	1	共通	スキャナなどを利用して活字文書を画像データとして取り込みテキストデータに変換できるソフト。	サポートルーム
音声認識ソフト	1	共通		サポートルーム
デスクトップパソコン	2	共通	OS:Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	サポートルーム
タブレット PC (iPad Air2)	1	共通	Apple 社のタブレット。各種支援機器を用いるためのアプリが導入済。	サポートルーム
スキャナー (EPSON DS-60000)	1	共通		サポートルーム
IC レコーダー (ICD-UX560F)	2	共通	授業やゼミなどの音声の録音が可能。	サポートルーム
スマートペン(echo smartpen / Neo smartpen N2)	3	聴覚障害 発達障害	書字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。音声も同時記録できる。	サポートルーム
点字プリンタ (ESA721 Ver' 95)	1	視覚障害	高品質な点字を印字できるプリンタ。通常の点字に加え、点図を作成することもできる。	サポートルーム
立体コピー機 (PIAF)	1	視覚障害	専用の用紙に触図を作成する機械。図形が立体的に盛り上がり、指先で触知できる。	サポートルーム
拡大鏡	1	視覚障害	レンズを通して、文字や文章を拡大して見ることができる。	図書館 1 台
携帯型電子ルーペ (minimax)	1	視覚障害	小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができて、見えやすくできる。	サポートルーム
拡大読書器	2	視覚障害	文章や写真を拡大して画面に表示することができる。	図書館 1 台 サポートルーム 1 台
点字ディスプレイ (BrailleMemo SMART 40)	1	視覚障害	点字や墨字のデータを読みとれる機械。パソコンに接続すれば、スクリーンリーダーと協力してパソコンの操作をサポートできる。	サポートルーム
デジタル録音図書再生機(プレクストークポケット PTP1 ver. 5)	1	視覚障害	読みたい箇所を検索し、専用形式の録音図書を再生できる。テキストファイルの読み上げや、音声ファイルの再生も可能。	サポートルーム
音声読上ソフト (PCTalker7Ⅲ)	2	視覚障害	Windows の操作を音声で案内するソフト。	教育学部 1 台 サポートルーム 1 台
点訳ソフト(EXTRA for Windows Version 6)	1	視覚障害	文書を自動的に点字のデータに変換し、点字としての編集作業を行うことのできるソフト。	サポートルーム
点字器(S-18 標準型点字器)	1	視覚障害	卓上型で、2 行定規、点筆、専用ケースが付属している。	サポートルーム

表面作図器	1	視覚障害	ビニール製の作図用紙表面にボールペンで書いた図形や文字が浮き上がるため、描きながら指先でたどれる器具。	サポートルーム
筆談器(JIKKY SUPER LIGHT)	1	聴覚障害	磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際に用いる。	サポートルーム
PC テイク用ノートパソコン	10	聴覚障害	OS: Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	教育学部 1 台 サポートルーム 9 台
ロジャータッチスクリーンマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。卓上に置くと人の声を優先的に集音。ストラップを用い首からかけて、集音することもできる。	サポートルーム
ロジャーパスアラウンドマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。タッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届ける。	サポートルーム
ロジャーペン	1	聴覚障害	フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きにより、最適な收音スタイルを選べる。	サポートルーム
ロジャーマイリンク	1	聴覚障害	フォナック社の音声受信機。首にかけて T コイル内蔵補聴器、人工内耳と接続できる。	サポートルーム
ロジャーフォーカス	2	聴覚障害	音声受信機。話し声を耳に直接届け、雑音、反響による影響を低減させることができる。	サポートルーム
ノイズキャンセリングステレオヘッドセット(WL-C600N)	1	聴覚障害	雑音を軽減するヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減する。	サポートルーム
手動車椅子	13	肢体不自由		サポートルーム 2 台 保健センター 3 台 図書館 2 台 教育学部 1 台 経済学部 3 台 システム工学部 1 台 観光学部 1 台
車椅子用机, テーブル	15	肢体不自由		図書館 1 台 経済学部 9 台 学務課 5 台
階段昇降機	1	肢体不自由	階段を昇り降りするためのリフト。足が不自由でも椅子に腰を掛けたまま階段の昇降ができる。	施設整備課 1 台
簡易スロープ	1	肢体不自由	小さな段差に使用できる掛け外し可能なスロープ。	サポートルーム
電動カート	1	肢体不自由		学生センター 1 台

参 考 资 料

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成26年4月1日 学長裁定
令和元年5月13日 最終改正

I. 基本理念

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、障害を有する学生（以下「障がい学生」という。）を受入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を共有し、障がい学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を図る。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。

II. 定義

障がい学生とは、本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（それらに準ずる障害があることを示す診断書を有する者、及び慢性的な疾病や一時的な怪我などの者を含む。）により、本学において教育を受け学生生活を過ごすにあたり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものとする。

III. 合理的配慮の提供

本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個別性が高い、合理的な配慮の提供を行う。

IV. 情報公開及び支援組織

本学は、障害のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努めつつ、その支援にあたる専門的な部署を設置し、相談窓口の統一や専門的な能力を有する職員を配置するなど、その対応に当たる。

V. 受入れ態勢及び支援方針

本学は、障害のある大学進学希望者や障がい学生に対して、大学全体としての受入れ態勢や支援体制の方針を示す。

1. 大学全体の特性を活かし、専門性のある支援体制を確立する。
2. 障害を理由とした受験断念をなくすとともに受入拒否をすることはしない。
3. 修学権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
4. 障害の有無に関わらず、意欲

と能力のある学生が学びやすい環境づくりに努める。

5. 学生活動の範囲は、授業、課外活動、大学行事への参加等、教育に関する全ての事項とする。ただし、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面への配慮については、一般的な合理的配慮の対象外とする。
6. 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を整理し、伝える。
7. 安全、かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

VI. その他

本学は、近隣地域の大学と連携し、優れた取組みを進んで取入れ、拠点校及び大学間のネットワーク形成に努力するとともに、学内外の関係機関と積極的に連携した支援に努める。

- 附則 この方針は、平成26年4月1日から施行する。
この改訂方針は、令和元年5月13日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領

制定 平成28年 1月29日
法人和歌山大学規程第1730号
最終改正 令和2年 6月3日

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを

確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担に当たらないものをいう。

4 前項の均衡を失した又は過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、均衡を失した又は過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下、「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 教育担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないうよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等が

- あった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- (4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 教職員は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がある場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供（合理的配慮の合意形成過程、合理的配慮の決定及びその他関連事項を含む。）を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。
- (1) 障がい学生支援部門
 - (2) 学生なんでも相談室
 - (3) 保健センター
 - (4) 所属学部
 - (5) 附属学校
 - (6) 教養・協働教育部門
 - (7) 入試課
 - (8) その他学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

- 第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。
- (1) 人権委員会
 - (2) 学長が設置する第三者委員会

- 2 前項第一号の委員会については、別に定める。
- 3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。

(情報公開)

第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

(教職員への研修・啓発)

- 第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。
- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
 - (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
 - (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第43条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号）

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号）

この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号）

この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項
対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 (第6条関係)

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、聴覚障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻りに離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるように、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聴覚障害のある学生の受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室

受験や支援機器の利用，点字や拡大文字の使用を認めること

○ 成績評価において，本来の教育目標と照らし合わせ，公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

○ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において，介助者等の立ち入りを認めること

○ 大学行事や講演，講習，研修等において，適宜休憩を取ることを認めたり，休憩時間を延長したりすること

○ 移動に困難のある学生に配慮し，車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること

○ 教育実習等の学外実習において，合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること

○ 教育実習等の実習授業において，通常よりも詳しいマニュアルを提供すること

○ 教育実習等の実習授業において，事前に実習施設の見学を行うこと

○ 外国語のリスニングが難しい学生について，リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること

○ 障害のある学生が参加している実験・実習等において，特別にティーチングアシスタント等を配置すること

○ ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること

○ 授業中，ノートを取ることが難しい学生に，板書を写真撮影することを認めること

○ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して，教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと

○ 感覚過敏がある学生に，サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること

○ 体調が悪くなるなどして，レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに，期限の延長を認めること

○ 教室内で，講師やスクリーンに近い席を確保すること

○ 履修登録の際，履修制限のかかる可能性のある選択科目において，機能障害による制約を受けにくい

授業を確実に履修できるようにすること

○ 入学時のガイダンス等が集中する時期に，必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

○ 授業出席に介助者が必要な場合には，介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること

○ 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて，事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

第3 合理的配慮の合意形成過程や合理的配慮のその他関連事項（第7条関係）

（合理的配慮の合意形成過程）

合理的配慮の決定過程においては，障害のある学生が，他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし，権利の主体が障害のある学生本人にあることを踏まえ，障害者本人の要望に基づいた調整を行う。この際，障害者本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ，本学の体制面，財政面を勘案し，「均衡を失しない」又は「過重ではない」負担について，個別に判断する。

（合理的配慮の決定）

本学が合理的配慮を決定するに当たっては，申請のあった学生の障害特性と教育的ニーズを把握し，その上で意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め，本人を含む関係者間において，可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し，提供することが望まれる。その際，障害学生支援についての専門知識を有する教職員が当該学生本人のニーズをヒアリングし，これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるようにする。

（時間的な経緯の考慮）

障害のある学生は，障害の状態・特性等が多様だけでなく，障害を併せ有する場合や，障害の状態や病状が変化する場合もあることから，時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

（環境の整備）

なお，合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合，障害者との関係性が長期にわたる場合等には，その都度の合理的配慮の提供ではなく，後述する環境の整備を考慮に入れることにより，中・長期的に安定した配慮や支援を提供できるよう考慮することは重要である。

（意思の表明）

意思の表明に当たっては，具体的場面において，社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか，点字，拡大文字，筆談，実物の提示や身振りサイン等による合図，触覚による意思伝達など，障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

別表Ⅰ
監督責任者、監督者一覧

教員

部局等	監督責任者	監督者
教育学部	教育学部長	学部選出障がい学生支援部門員
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
経済学部	経済学部長	学部選出障がい学生支援部門員
システム工学部	システム工学部長	学部選出障がい学生支援部門員
観光学部	観光学部長	学部選出障がい学生支援部門員
紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創副基幹長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報副センター長
保健センター	保健センター長	保健副センター長
教養・協働教育部門	教養・協働教育部門長	教養・協働教育副部門長
データ・インテリジェンス 教育研究部門	データ・インテリジェンス 教育研究部門長	データ・インテリジェンス 教育研究副部門長
産学連携イノベーションセン ター	産学連携イノベーションセン ター長	産学連携イノベーション副セン ター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究副センター長
国際連携部門	国際連携部門長	国際連携副部門長

職員

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
基金事務室	事務局長	基金事務室長
企画課		企画課長
総務課		総務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
保健センター	保健センター長	保健副センター長

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学

障がい学生支援部門長 様

○申請書は学生が作成し、所属学部へ提出します。
○申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号 _____

学部・研究科 _____

氏名 _____

連絡先 _____

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

症状・修学上困難になること

ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) 授業
 (2) 試験
 (3) 実習
 (4) 学内生活

配慮例

- ・重要事項の伝達（課題・手続き等）
- ・学内の移動・設備利用
- ・発表・質疑応答
- ・日常生活動作（トイレ・食事等）
- ・座席配慮
- ・スケジュール管理・履修相談
- ・学外実習（教育実習等）
- ・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等）
- ・情報保障
- ・支援機器（福祉用具等）の利用
- ・就職・就労

配慮内容

課題や試験の情報について、Live Campus あるいは Moodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。

- ・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
- ・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
- ・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

3. 履修科目

- 全履修科目に申請する
- 特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科目	教員名	曜日・限	特記
〇〇〇論	〇〇先生	月曜 1 限	
〇〇〇概説	〇〇先生	月曜 2 限	
外国語コミュニケーション	〇〇先生	火曜 1 限	
〇〇〇理論	〇〇先生	火曜 3 限	
〇〇〇思想	〇〇先生	水曜 2 限	
〇〇〇Ⅱ	〇〇先生	木曜 1 限	
〇〇〇学	〇〇先生	金曜 3 限	
〇〇体験演習	〇〇先生	曜 限	集中講義
〇〇演習	〇〇先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネート以外の目的で利用しません。

2021 年度
和歌山大学障がい学生支援部門活動報告書

発行日 令和4年6月30日
編集・発行 和歌山大学 障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）
連絡先 〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷 930 南1号館4階
Tel: 073-457-7155
ホームページ <http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/>